

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

×

6月8日発行
Vol.549

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



6/5



南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

第10回 南相馬市 鎮魂復興市民植樹祭

第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭が6月5日、小高区塚原の海岸で開催されました。

市内外から約1000人が参加し、タブノキやアカガシなど21種類、約18,000本の苗木を植樹しました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・第10回
南相馬市鎮魂復興市民植樹祭 -- 2
- ・第14回
南相馬市小学校陸上競技大会 -- 3

●被災自治体News

南相馬市	4
浪江町	6
双葉町	8
福島県	14

新潟県新型コロナ
受診・相談センター

番号間違い
に注意!!

☎ 025-385-7634

☎ 025-385-7541

☎ 025-256-8275

毎日24時間対応（土日・祝日含む）

6/5



第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭

第10回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭が6月5日、小高区塚原の海岸で開催されました。市内外から約1000人が参加し、タブノキやアカガシなど21種類、約18,000本の苗木を植樹しました。

会場では、市の特産物などを販売する出店が並び、多くの参加者でにぎわいました。

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭は、東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承するとともに、津波を緩衝するための「いのちを守る緑の防災林」の実現を目指して、平成25年から毎年開催されています。



6/1

水

第14回南相馬市小学校陸上競技大会

6月1日、第14回南相馬市小学校陸上競技大会が雲雀ヶ原陸上競技場で開催されました。今年度も新型コロナウイルス感染症予防のため、無観客での実施となりました。

当日は天候にも恵まれ、参加した市内小学校の6年生は、リレーや走り高跳びなどの競技で練習の成果を発揮していました。





南相馬市からのお知らせ

新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)について【意向調査実施中】

6月1日HP更新

市では、現在、4回目のワクチン接種に向けた準備を進めています。

4回目接種にあたっては、事前に、これまでと同様、接種するワクチンの希望について意向調査を実施します。

5月29日に、以下の対象者のうち、2月26日までに3回目の接種を完了した方に調査票をお送りしましたので、6月10日（金）までの回答をお願いします。

2月27日以降に3回目接種を完了した方には、6月中旬に調査票をお送りする予定ですので、お手元に届き次第、回答をお願いします。

意向調査の回答があった方に対し、6月中旬から順次、接種券（接種券一体型予診票）・接種日時等を指定した通知をお届けする予定です。

4回目接種の対象者

3回目接種から5カ月以上経過した方のうち

1. 60歳以上の方
2. 18～59歳の基礎疾患を有する方

注意 障害者手帳などをお持ちの方、1・2回目接種時に申告した方は市で把握しています。

注意 1・2回目接種時に申告していない方は申告が必要です。**6月17日（金）まで申告を受け付けています。**詳細は、下記ホームページをご覧ください。

- ▶ 18～59歳で新型コロナワクチン4回目接種を希望する方(基礎疾患を有する方)の申告について

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/kenko/2/1/9/4kaime/18431.html>



問い合わせ

健康福祉部 新型コロナ対策課
ワクチン接種に関すること

☎ 0120-268-237

避難指示区域別居住状況（5月31日現在）

6月2日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、5月31日現在で4,372人となり、同区域内の住民登録人口（7,312人）に占める居住率は59.8パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(5月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_040531.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(5月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_040531.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223

令和5年から成人式の名称を変更します

6月1日HP更新

民法改正により令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられました。成年の定義が変わったことから、成人式の名称を変更します。

式典名称

二十歳（はたち）を祝う会

対象者

令和5年は平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの市内在住者・市出身者

問い合わせ

教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

TEL 0244-24-5249



浪江町からのお知らせ

【空き家の状況を専門家が調査！】既存住宅状況調査技術者派遣事業

6月1日HP更新

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、長年空き家となっている町内の戸建て住宅について、帰還などに向けた住まいに関する不安を払拭するために、専門家による町内の既存戸建て住宅の状況調査（インスペクション）※を実施しています。

※ 住宅状況調査（インスペクション）とは？

専門家が目視により住宅の劣化状況、欠損の有無改修すべき個所などの調査を行い、改修に要する概算費用などを算出することです。

▶ 浪江町既存住宅状況調査技術者派遣事業実施要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12293.pdf>



▶ 事業の流れ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12186.pdf>



対象者

町内に戸建て住宅を所有している人（町税などに未納がない人）

対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

1. 所有者が帰還して居住または居住目的での賃貸もしくは売却する予定の既存戸建住宅
2. 避難指示以降、誰も居住していない住宅
3. 過去に、この事業を利用していない住宅

注意

注意 平成23年3月11日以前に建築された所有者が居住するための1戸建ての住宅

※店舗等兼用の場合は住宅部分の割合が全体の2分の1を超えるものに限る。

※賃貸事業のために所有・管理していた住宅および浪江町が所有・管理していた住宅を除く。

調査費用

浪江町が負担します。（上限15万円）

※ 上限額を超えた費用は、自己負担となります。

次ページへ続きます

申込期限

11月30日（水）

※ 申込数が定数（2戸）に達した場合は、受け付けを締め切ります。

申込方法

次の書類をすべて揃え、窓口または郵送でお申し込みください。

1. 浪江町既存戸建住宅状況調査技術者派遣申請書（様式第1号）〔PDF〕
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12187.pdf>
2. 対象住宅の付近見取り図
3. 対象住宅の各階平面図もしくは間取り図
4. 対象住宅の立面図および全景写真
5. 対象住宅の登記簿謄本または所有を証する書類
6. 届出避難場所証明書



問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町民の避難状況（5月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	55	長野県	54	愛媛県	10
青森県	42	岐阜県	18	高知県	4
岩手県	36	静岡県	52	福岡県	20
宮城県	925	愛知県	37	佐賀県	4
秋田県	40	三重県	7	長崎県	11
山形県	113	滋賀県	5	熊本県	6
茨城県	963	京都府	34	大分県	5
栃木県	450	大阪府	63	宮崎県	10
群馬県	134	兵庫県	23	鹿児島県	8
埼玉県	650	奈良県	6	沖縄県	19
千葉県	560	和歌山県	-	国外	13
東京都	797	鳥取県	-	合計	6,002
神奈川県	415	島根県	4	(前月 6,006)	
新潟県	284	岡山県	23		
富山県	15	広島県	9		
石川県	25	山口県	1		
福井県	8	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	6		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,283	天栄村	1	三春町	73
会津若松市	190	下郷町	3	小野町	11
郡山市	1,652	南会津町	8	広野町	49
いわき市	3,063	北塩原村	3	檜葉町	19
白河市	256	西会津町	4	富岡町	28
須賀川市	137	磐梯町	4	川内村	4
喜多方市	18	猪苗代町	19	大熊町	6
相馬市	413	会津坂下町	20	双葉町	-
二本松市	938	金山町	1	浪江町	1,299
田村市	73	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	1,900	西郷村	117	新地町	80
伊達市	106	泉崎村	7	飯舘村	2
本宮市	458	中島村	2	県内	1
桑折町	132	矢吹町	36	合計	13,707
国見町	25	棚倉町	7	(前月 13,723)	
川俣町	51	塙町	3		
大玉村	178	石川町	5		
鏡石町	7	古殿町	1		

避難者総数

19,709

(前月 19,729)



双葉町からのお知らせ

新型コロナワクチン4回目接種に関するお知らせ

6月2日HP更新

4回目接種は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的としています。そのため、接種対象者は「**60歳以上の方**」と「**18歳以上59歳以下の方で基礎疾患を有する方またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方**」に限定されています。

- ・ 3回目のワクチン接種後、5カ月経過した方から接種可能です。
- ・ ワクチンはファイザー社製かモデルナ社製となります。
- ・ その他、避難先自治体の接種方法に従って接種を受けてください。

※ 皆さんの接種記録データがシステムに取り込まれない事態がたびたび起きています。時期が来てもお手元に届かない場合は、健康福祉課（TEL 0246-84-5205）までお問い合わせください。

60歳以上の方

3回目接種が終了した方へ、接種券を順次発送します（申請は不要です）。

3回目接種を完了した時期	接種券を発送する時期（予定）
～令和4年2月末まで	令和4年6月10日頃
令和4年3月末まで	令和4年7月10日頃
令和4年4月末まで	令和4年8月10日頃
令和4年5月末まで	令和4年9月10日頃

※ 郵便事情により、接種券発送後自宅に届くまで1週間程度かかる場合もあります。

18歳～59歳の方

※ **3回目の接種終了後、おおむね4カ月経過した方へ、順次接種券の発行申請書を送付します。**

下記の基礎疾患のいずれかに該当する方で、4回目接種を希望する方は、発行申請書の内容を記入のうえ、健康福祉課まで返送してください。順次接種券を発送します。

※ 1～14は通院または入院している方が対象です。

1. 慢性の呼吸器疾患の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）

次ページへ続きます 

5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている。
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している **注意**、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している **注意** 場合）
15. BMIが30以上である
16. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

注意 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

児童手当制度一部変更のお知らせ

6月3日HP更新

児童手当法等の一部改正に伴い、令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります。

▶ 令和4年度児童手当案内リーフレット [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14042/20220603.pdf>



特例給付の支給に係る「所得上限額」が設けられます

(1) 所得が「所得上限限度額」以上となった場合

令和4年10月支給分（令和4年6月から令和4年9月分）から、児童を養育している方の所得が以下の表の「所得上限限度額」以上の場合、児童手当などは支給されませんのでご注意ください。

次ページへ続きます 

(2) (1)の後に、所得が「所得上限限度額」を下回った場合

児童手当などが支給されなくなった後に、所得が「所得上限限度額」を下回った場合には、改めて認定請求書の提出が必要となります。

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の 目安	所得額	収入額の 目安
0人 (前年度末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額未満の場合は「児童手当」を、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は「特例給付(児童一人当たり月額5,000円)」を支給します。

※ 扶養親族等の数は、所得税法の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設入所の児童を除く）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。なお、扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は1人につき38万円（老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で計算します。

現況届の提出が原則不要となります

令和4年度分の現況届から、受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

ただし、次に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要となります。

該当する方には双葉町から送付します。

- ・ 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地以外から児童手当を受給されている方
- ・ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・ 離婚協議中の配偶者と別居されている方
- ・ 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ・ その他、双葉町から提出の案内があった方

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

双葉町HP「町長の活動状況」から

移動販売協定書締結式

5月31日

5月31日、双葉町産業交流センターにおいて、特定復興再生拠点区域等における広域移動販売事業実施に伴う基本協定締結式が行われました。

締結式では、伊澤町長、吉田数博浪江町長、辻雅信イオン東北株式会社社長、濱村芳彦トヨタ自動車統括部長の4者により協定書に調印が行われました。

伊澤町長は「双葉町では現在、町内でスーパーやコンビニエンスストアが再開していないことから、避難指示解除を間近に控える双葉町にとって、この移動販売事業は町内の買い物環境整備に向けた第一歩として大変意味のある取組だと考えております」とあいさつしました。本事業には、水素燃料蓄電池自動車が世界で初めて移動販売に導入されます。



福島12市町村の復興再生に関する懇談会

5月29日

5月29日、「Linkる大熊」において、西銘恒三郎復興大臣出席のもと、福島12市町村の復興再生に関する懇談会が開催され出席しました。

伊澤町長は「双葉町は他の被災自治体と復興のステージが大きく異なっている状況であるので、先に避難指示を解除した自治体、また復興が進んでいる自治体を参考にさせていただき、また状況に応じて連携させていただきながら課題に取り組んでいきたいと考えております」と発言し、現在の双葉町の復興状況について説明しました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

住民説明会を開催

5月19日～21日、24日～26日

5月19日、白河市（白河市図書館）、20日、郡山市（福島県農業総合センター）、21日、柏崎市（柏崎市産業文化会館）、24日、東京都（全国町村会館）、25日、つくば市（つくば国際会議場）、26日いわき市（労働福祉会館）において、双葉町の復興・再生に向けた住民説明会を開催しました。

午前の部は、町から伊澤町長のあいさつの後、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けての説明を行い、意見交換を行いました。

午後の部は、国から辻本圭助原子力災害現地対策本部副本部長のあいさつの後、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取り組みの進め方について説明が行なわれ、意見交換が行われました。

▼白河市



▼郡山市



▼柏崎市



▼東京都



▼つくば市



▼いわき市

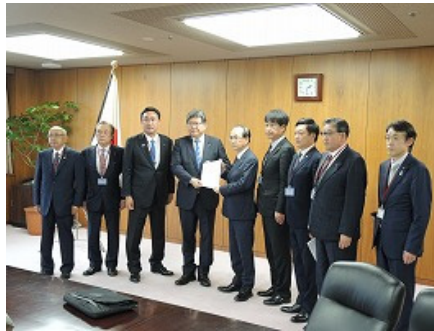


双葉町HP「町長の活動状況」から

原子力発電所所在町協議会要望活動

5月16日

5月16日、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の4町の町長と議長でつくる福島県原子力発電所所在町協議会が、経済産業省と東京電力ホールディングスに対し、福島第一、第二原子力発電所の廃炉の推進に向けて、放射性廃棄物の県外搬出を実現するよう、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う集団訴訟で認められた「ふるさと喪失」の損害賠償について、対象となる住民全てに確定判決と同等額を支払わせるよう要望しました。



住民説明会を開催

5月12日～14日

5月12日、双葉町（産業交流センター）、13日、福島市（サンライフ福島）、14日、仙台市（TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口）において、双葉町の復興・再生に向けた住民説明会を開催しました。

午前の部は、町から伊澤町長のあいさつの後、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けての説明を行い、意見交換を行いました。

午後の部は、国から辻本圭助原子力災害現地対策本部副本部長のあいさつの後、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取り組みの進め方について説明が行なわれ、意見交換が行われました。

▼双葉町



▼福島市



▼仙台市





福島県からのお知らせ

4月1日現在

東日本大震災に係る18歳未満の子どもの避難者数調べ (市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	令和4年4月1日現在の把握数(避難先別)		
	(18歳未満避難者)		
	避難先別		
	県内	県外	
1 福島市	598	0	598
2 会津若松市	0	0	0
3 郡山市	1,022	0	1,022
4 いわき市	465	0	465
5 白河市	13	0	13
6 須賀川市	23	0	23
7 喜多方市	0	0	0
8 相馬市	2	0	2
9 二本松市	161	0	161
10 田村市	5	0	5
11 南相馬市	534	252	282
12 伊達市	83	0	83
13 本宮市	5	0	5
14 桑折町	1	0	1
15 国見町	14	0	14
16 川俣町	64	38	26
17 大玉村	16	0	16
18 鏡石町	22	0	22
19 天栄村	0	0	0
20 下郷町	0	0	0
21 檀枝岐村	0	0	0
22 只見町	0	0	0
23 南会津町	0	0	0
24 北塩原村	0	0	0
25 西会津町	0	0	0
26 磐梯町	0	0	0
27 猪苗代町	6	0	6
28 会津坂下町	0	0	0
29 湯川村	0	0	0

市町村名	令和4年4月1日現在の把握数(避難先別)		
	(18歳未満避難者)		
	避難先別		
	県内	県外	
30 柳津町	0	0	0
31 三島町	0	0	0
32 金山町	0	0	0
33 昭和村	0	0	0
34 会津美里町	2	0	2
35 西郷村	37	0	37
36 泉崎村	0	0	0
37 中島村	0	0	0
38 矢吹町	0	0	0
39 棚倉町	11	0	11
40 矢祭町	0	0	0
41 塙町	0	0	0
42 鮫川村	0	0	0
43 石川町	0	0	0
44 玉川村	4	0	4
45 平田村	0	0	0
46 浅川町	0	0	0
47 古殿町	0	0	0
48 三春町	0	0	0
49 小野町	5	0	5
50 広野町	10	0	10
51 楡葉町	118	66	52
52 富岡町	287	3	284
53 川内村	58	54	4
54 大熊町	456	62	394
55 双葉町	152	15	137
56 浪江町	676	25	651
57 葛尾村	6	4	2
58 新地町	0	0	0
59 飯館村	40	23	17
計	4,896	542	4,354

: 原発避難者特例法に指定されている市町村

R3.4.1現在	5,604	776	4,828
増減数	▲ 708	▲ 234	▲ 474

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2022.6.8現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511